

平成18年度財務定期監査の結果に基づき講じた措置等（産業振興局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>2 産業振興局</p> <p>D 財産の管理に関する事務</p> <p>① 中央卸売市場保証金の管理を適正に行うべきもの</p> <p>中央卸売市場保証金は、卸売業者等が市場での業務開始に先立って本市に預託することとなっているが、以下のとおり不適切な事例が見受けられた。</p> <p>適正な管理を行うべきである。</p> <p>ウ 廃業したにもかかわらず、保証金の返還が行われていないもの（中央卸売市場本場）</p>	<p>ウ 正当な返還相手を確認できるものは返還・充当し清算を終えている。相手先が不明なもので、滞納があるものは充当し、滞納がないものは雑入に繰入れることとした。</p>	<p>措置済</p>